

## 1-4 信託関係

解答の1(2)①を修正し、2(6)を追加する。

1 受益者等に対する課税関係

(2) 贈与税の非課税財産 (法21の3①一、法21の4①、措法70の2の2①、措法70の2の3①)

次の財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

① 公益信託から給付を受けた財産

2 受託者に対する課税関係

(6) 贈与税の非課税財産 (法21の3①四)

公益信託の受託者が贈与により取得した財産 (その信託財産として取得したものに限る。)

## 4-2 相続税と暦年課税贈与税との関係

解答の7の下線部を追加する。

- 7 法人からの贈与により取得した財産の贈与税の非課税（法21の3①一）  
法人からの贈与により取得した財産及び公益信託から給付を受けた財産の  
価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

## 5-1 公益の関連規定

### 解答の1(2)①②の下線部を修正する。

#### 1 相続又は遺贈により財産を取得した個人に対する課税関係

##### (2) 持分の定めのない法人に贈与した場合

###### ① 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等（措法70①⑩）

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その財産の全部又は一部を申告期限までに国もしくは地方公共団体、特定の公益社団法人等又は認定特定非営利活動法人に贈与をした場合には、その贈与によりその贈与をした者又はその親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、その贈与をした財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

###### ② 課税される場合（措法70②⑩）

特定の公益社団法人等又は認定特定非営利活動法人で①の贈与を受けたものが、その贈与があった日から2年を経過した日までに特定の公益社団法人等もしくは認定特定非営利活動法人に該当しないこととなった場合又はその贈与により取得した財産を同日までにその公益を目的とする事業の用に供しない場合もしくは供しなくなった場合には、①の規定にかかわらず、その財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入する。

###### ③ 手続（措法70⑤⑩）

①の規定は、相続税の期限内申告書（義務的修正申告書を含む。）に、イの事項を記載し、かつ、ロの書類を添付しない場合には、適用しない。

イ この規定の適用を受けようとする旨

ロ 贈与をした財産の明細書その他一定の書類

## 7-2 相続税の申告書の関連規定

### 解答の2(2)①イロの下線部を修正する。

2 相続税の修正申告書及び期限後申告書の提出について、特別に設けられている規定

#### (2) 租税特別措置法の修正申告及び期限後申告の特則

##### ① 修正申告の特則（措法70②④⑥⑩）

イ 特定の公益社団法人等又は認定特定非営利活動法人でその財産の贈与を受けたものが、その贈与があった日から2年を経過した日までに特定の公益社団法人等もしくは認定特定非営利活動法人に該当しないこととなった場合又はその贈与により取得した財産を同日までにその公益を目的とする事業の用に供しない場合もしくは供しなくなった場合

ロ その財産を受け入れた公益信託がその受け入れの日から2年を経過した日までに終了した場合又はその公益信託の受託者がその財産を同日までにその公益信託事務の用に供しない場合もしくは供しなくなった場合

##### ② 期限後申告の特則（措法70②④⑦⑩）

国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等の規定の適用を受けた者は、その規定の適用を受けた財産について①イ又はロの事由が生じたことに伴いその財産の価額を相続税の課税価格に算入すべきこととなったことにより、相続税の期限内申告書を提出すべきこととなった場合には、その2年を経過した日の翌日から4月以内に期限後申告書を提出し、かつ、その期限内にその期限後申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

**7-3 期限後申告・修正申告・更正の請求の特則**

解答の2(2)①②の下線部を修正する。

2 相続税の修正申告の特則

(2) 租税特別措置法の特則（措法70②④⑥⑩）

- ① 特定の公益社団法人等又は認定特定非営利活動法人でその財産の贈与を受けたものが、その贈与があった日から2年を経過した日までに特定の公益社団法人等もしくは認定特定非営利活動法人に該当しないこととなった場合又はその贈与により取得した財産を同日までにその公益を目的とする事業の用に供しない場合もしくは供しなくなった場合
- ② その財産を受け入れた公益信託がその受け入れの日から2年を経過した日までに終了した場合又はその公益信託の受託者がその財産を同日までにその公益信託事務の用に供しない場合もしくは供しなくなった場合

**7-6 納税申告書の提出を要件として適用される規定**

**解答の6下線部を修正する。**

**6 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等（措法70①③⑩）**

(1) 国等へ贈与した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その財産の全部又は一部を申告期限までに国もしくは地方公共団体、特定の公益社団法人等又は認定特定非営利活動法人に贈与をした場合には、その贈与によりその贈与をした者又はその親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、その贈与をした財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

(2) 公益信託へ支出した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その財産の全部又は一部を申告期限までに公益信託の信託財産とするために支出をした場合には、その支出によりその支出をした者又はその親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、その支出をした財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

**9-1 事業承継に関する規定**

**解答の12の下線部を追加する。**

12 公益事業用財産の相続税の非課税（法12①三）

宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で一定のものが相続又は遺贈により取得した財産でその公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの（一定のものを除く。）の価額は、相続税の課税価格に算入しない。